

「研究データ利活用協議会」機関会員 入会案内

2026 年 6 月 1 日

研究データ利活用協議会（RDUF）事務局

1. 機関会員について

研究データ利活用協議会（RDUF: Research Data Utilization Forum）の機関会員は、本協議会の活動趣旨に賛同し、規約に同意した上で、研究データの利活用に関する活動に組織として参画いただく会員です。

機関会員には、以下のような形で RDUF の活動へのご協力をお願いしています。

- 所属する構成員の企画委員会への参画を通じた、RDUF 活動の推進への協力
- 研究会、シンポジウム、小委員会等の企画・運営への協力

機関会員としての入会を希望される場合は、所定の様式によりお申し込みください。

申込内容について、RDUF 企画委員会において 2. 入会要件に基づき審査を行い、結果をご連絡いたします。

2. 入会要件

機関会員への入会にあたっては、以下の要件を満たしている必要があります。

- RDUF の活動趣旨に賛同していること
- RDUF 参加規約に同意していること
- 機関の構成員が RDUF 企画委員会へ参画する見込みがあること
- 研究会、シンポジウム、小委員会等の企画・運営に協力可能であること
- RDUF の機関会員である旨の公表に同意いただけること

研究データ利活用協議会参加規約

https://japanlinkcenter.org/rduf/doc/rduf_sankakiyaku.pdf

3. 入会手続・承認の流れ

（1）申込受付

所定の入会申込様式を、RDUF 事務局へご提出ください。

- 「研究データ利活用協議会」入会申込書（機関会員）

https://japanlinkcenter.org/rduf/doc/rduf_Institutional_membership_form.docx

- 入会申込書の送付先：

RDUF 事務局 jalc-contact@jst.go.jp

(2) 入会審査（企画委員会による承認）

- 申込内容について、RDUF 参加規約および本案内に定める入会要件に基づき、企画委員会において審査を行います。

(3) 審査結果の通知 審査結果について、事務局より申込機関へ通知します。

(4) 公表・登録

通知後、機関会員として登録を行います。また、同意いただいた範囲において、RDUF Web サイト等で機関名を公表します。

(5) 企画委員会への参加

機関会員は、自機関に所属する RDUF 個人会員の中から 1 名を「機関会員委員」として推薦するものとします。推薦された候補は、RDUF 会員の信任を得て企画委員となります。

研究データ利活用協議会運営規則

https://japanlinkcenter.org/rduf/doc/rduf_uneikisoku.pdf

4. 問い合わせ先

研究データ利活用協議会（RDUF）事務局

jalc-contact[at]jst.go.jp